

ぼうさい掲示板

Jアラート発信時（弾道ミサイル）の避難行動について

昨今の北朝鮮による弾道ミサイル発射状況を踏まえ、弾道ミサイル発射の緊急情報が発信された場合に、とるべき行動についてお知らせします。

弾道ミサイルは、発射からきわめて短時間で着弾します。

ミサイルが着弾または通過する可能性がある場合は、**国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、町民に防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、携帯電話からの緊急速報メールが流れますので、このタイミングで以下の状況に応じて避難行動をとってください。**

① 屋外にいる場合

近くの建物の中へ至急避難。
※できれば頑丈な建物や地下が望ましいですが、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。

② 建物がない場合

物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

③ 屋内にいる場合

窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。



よくある質問と回答

Q Jアラートが流れた後に避難を始めても手遅れでは？

A 避難行動にかけられる時間は限られたものですが、それでも近くの建物の中や地下などに避難する、物陰に身を隠すなど、わずかな時間でもできることはあります。

Q 近所には、丈夫な建物も地下もなく、避難できる場所がありません。

A 横（水平）方向に広がる爆風や飛散する破片などに対して身体の衝突面を極力減らすことが重要なので、木造住宅へ避難するだけでも、避難行動をとらない場合と比べて被害を軽減できる可能性が高まります。

※詳細については、「内閣官房国民保護ポータルサイト」に掲載されています。事前に確認しておきましょう。

<https://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/index.html>



利根町行政アプリをインストールしよう

重要なお知らせや、補助金・くらしのサポート情報、災害から自分や大切な人の命を守るための防災情報などを、町民の皆さまへ発信します。

右のQRコードからインストールできますので、ぜひご利用ください！



問い合わせ 防災危機管理課 防災係 ☎68-2211（内線322）

消費生活相談だより

10代・20代の美容医療におけるトラブル増加中！

「レーザー脱毛」「豊胸」「脂肪吸引」「包茎手術」「美肌治療」など医師が行う美容医療施設においてその販売方法や広告に問題があるもの、皮膚障害など危害を受けたという相談が国民生活センターに寄せられています。

▼相談事例

◎鼻先をとがらせる施術を検討中に、ネットで美容外科を見つけ、カウンセリングに行った。切らない手術を希望したが、1時間半の勧誘を受け、「モニター価格もある」「今やった方がいい」と強く勧められ、その場で契約して施術を受けたが鼻が腫れてしまった。

◎SNS広告を見て、無料カウンセリングだけのつもりで脱毛サロンに行ったが、すぐに個室に案内されコース契約の話が始まった。断れず、約40万円のコースでローンを組んで契約してしまった。

▼アドバイス

◎「今すぐ施術が必要だ」と急かされたり、モニター契約などによる大幅な割引を提案されたりしても、その場で契約・施術をしないようにしましょう。

◎施術の効果やメリットだけでなく、リスクや副作用などについて医師から説明を受け、しっかりと納得したうえで施術を受けるかどうか判断し

ましよう。

◎クレジット契約を組んでまで必要な施術なのかよく考えましよう。分割払いの場合は、手数料を含めた金額や分割払いの期間も必ず確認しましょう。

◎不安に思った場合やトラブルになったときは、消費生活相談などに相談しましょう。

（参考：国民生活センター）

▼問い合わせ

①まち未来創造課 消費生活相談窓口

毎週月・水曜日（祝日除く）

午前10時～正午、午後1時～5時

りモート相談もご利用ください！

毎週火・木曜日（要予約）

☎68・2211（内線246）

②茨城県消費生活センター

平日と日曜日（日曜日は電話のみ）

午前9時～午後5時（日曜日は午後

4時まで）

☎029・225・6445

③国民生活センター（消費者ホットライン）土・日曜日、祝日

午前9時～午後4時

☎188（いやや！）

※他市町村へのご相談はご遠慮ください

商工会だより

プレミアム付商品券の使用期限およびその他の商品券の使用期限について

令和6年度「利根町制施行70周年記念プレミアム付商品券」の使用期限は2月28日（金）までとなります。期限を過ぎますと使用できませんので、お早めにお使いください。

また、役場福祉課への事業協力により実施しております「令和6年度米寿達成者祝い商品券」の使用期限は3月21日（金）までとなります。

また、役場学校教育課への事業協力により実施しております「令和6年度2分の1成人式祝い商品券」の使用期限は5月18日（日）までとなります。

商品券の使用期限は券面に記載されており、必ずご確認ください。なお、利根町商工会商品券事業の詳細は特設ホームページでも公開しております。



収入印紙・収入証紙の販売

利根町商工会では、収入印紙、茨城県収入証紙の販売を行っております。パスポートの申請などご入用の方はぜひご利用ください。



大利根交通バス回数券の販売

利根町商工会では、利根町の公共交通機関に分類される大利根交通バスの回数券販売を実施しております。通勤、通学などで大利根交通バス回数券をご利用の方はぜひご利用ください。

（注意）収入印紙、収入証紙、大利根交通バス回数券のご購入は現金払いのみとなりますので、ご注意ください。

▼問い合わせ

利根町商工会（利根町布川2947）

☎68・7417

利根町商工会HPも

ぜひご覧ください♪

